

報道機関各位

都市計画課建築係

タイトル 空家等活用促進特別区域(特区)における用途変更許可の第1例目について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	空家等活用促進特別区域（特区）における用途変更許可の第1例目について
日時	—
場所・住所	赤穂市坂越1540
<p>趣旨・目的（PRしたいこと）</p> <p>1. 趣 旨</p> <p>兵庫県「空家活用特区条例」に基づき、令和5年3月31日に特区指定を受けた坂越地区において、都市計画法に基づく建築物の用途変更の第1例目として、同年12月25日に許可を受けました。</p> <p>用途変更の許可後、空家の改修工事が行われ令和6年1月末にプレオープンし、このたび、3月15日にグランドオープンされますので、お知らせします。</p> <p>2. 内 容</p> <ul style="list-style-type: none">許可の内容「物販店舗」から「飲食店、ホテル・旅館、事務所」の複合用途に変更空家の概要（登記情報）構造：木造瓦葺平家建 規模：74.38㎡ 建築時期：明治14年頃 <p>※空家等活用促進特別区域（特区）について</p> <p>都市計画法における市街化調整区域では、建物の建築が厳しく制限がされています。特区内も市街化調整区域であり、用途変更が困難であることや、居住者の制限が支障となり、利活用が進まない状況です。このような課題に対応するため、届出のあった空家を対象に規制緩和を行い、空家の活用を促進しています。</p>	
問い合わせ先	部課係名：建設部都市計画課建築係 担当者名：長棟、山本 電 話：0791-43-6827 内線（2207） F A X：0791-43-6974

○添付資料 (有)・無) ○ホームページへの掲載 (有)・無) ○議会報告 (有)・無)

改修前



改修後



坂越地区 区域図

